

26.6.12 法曹養成顧問会議 意見メモ（予備試験に関して）

山根香織

- 現在の法曹養成制度は、「受験技術優先の傾向がこのまま続けば、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響がある」との問題意識から始まっている。
- 新しい時代の法曹には、専門的資質や知識の蓄積のみならず、市民の喜びや悲しみに寄り添うことのできる人間性、そして幅広い視野や経験、責任感、倫理観を備えることが望まれることから、そのために「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」による養成を行うこととし、その中核として法科大学院が創設された。
- 市民は、法曹を目指す人が質の高い教育を受け、また様々な経験を積んだことを糧とし、その上で社会で活躍することを望んでいる。十分な教育を受けたものが法曹となる制度とすることが求められる。
- その意味で法科大学院における教育の質は非常に重要であり、法科大学院の改革を進めることは急務である。
- 「点」のみで選抜される予備試験ルートの拡大は、望まれた法曹養成の理念からはずれるものであり見直しが必要である。予備試験合格者は、超難関試験を突破する優秀な頭脳の持ち主であるが、法科大学院で学ぶ法曹としての能力、あるいは様々な経験を積むことができないままであり、多くの法曹志望者がこのルートを選択する状況が広がることには懸念がある。
- 予備試験は「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべき」という司法制度改革審議会意見書の提言を受けて制度化されたものであり、「予備」という名の性格を維持し、その制度趣旨に沿うよう改める必要がある。
- 対応として受験資格の制限はその一つの方法であり、推進室の指摘する内容についても、ひとつひとつ具体的に考えていく作業が必要である。例えば、資力要件については、本来は法科大学院へ進学するための奨学金制度の充実が求められると考えるが、この要件を予備試験の受験資格制限として考えるのであれば、具体的な線引きを想定しつつ丁寧に検討していくべきである。また、社会人経験要件を設ける案についても、一定の実

務経験などが要件となっている他の制度も参考に、議論していくべきである。

- また、予備試験は法科大学院修了者と同程度の能力を有するかどうかを判定することを目的とした資格試験とされていることから、現在の予備試験の科目や内容がそのような目的に照らして適切かといった観点からの検討も必要ではないか。例えば、選択科目を増やす、口述試験をもっと充実させるといった案を、考えてみる必要がある。
- 制度の改革を検討することは非常に重要だが、法改正・施行を待ち、その間何もしないでいては予備試験を取り巻く状況はさらに望ましくない事態となり、プロセスとしての法曹養成制度そのものが崩壊してしまう危険性があるのではないか。
- 当面急ぐべき対応として、少なくとも予備試験の合格者が現在よりも増加しないようにすること、できれば現在よりも減少させることが必要ではないか。予備試験合格者の増加は「予備試験の間口が広がってきている」「合格しやすくなっている」という評価につながり、ますます予備試験に流れるという悪循環が起こっているのではないかと思われる。少なくとも「予備試験ルートはこれ以上拡大しない」「あくまで本筋は法科大学院ルートである」ということを法曹志望者にはっきり見えるようにすることが必要ではないか。今まさに法曹を志望する若い人たちが、制度の運用に対する将来予測や不安に翻弄されることなく、自分の将来像を描きながら勉強を進めるために求められることだと思う。
- 予備試験の合格者数に関しては、「規制改革推進のための3か年計画」の存在が問題視されているが、この閣議決定は“両方のルートからの司法試験合格率がどちらも7～8割”となるという形での均衡を言っているのであって、法科大学院修了者の司法試験合格率が3割を切るという当時想定していなかった現状の中で、それに合わせて予備試験合格者を増加すべきと言っているものではないと考える。従って法科大学院制度の改革が進み、修了生が7～8割司法試験に合格できるようになるまでの当面の間は予備試験合格者の数を現状維持、あるいは減少させることが適当であると考えている。
- 法曹養成制度はひとつひとつの制度が関連し合っており、改革は全体として考え進めていく必要がある。予備試験制度の改革を進めると同時に、法科大学院制度の教育の質の向上、時間的・経済的コストへの配慮、地方や夜間開講の法科大学院の支援等も早期に検討を進め、全国の市民が新しい時代の法曹に支えられる社会になっていくことを願っている。

以上